大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第30 条の規定に基づく公表

令和5年11月14日

1 事 案

次に掲げる事業者は、羽田 147 番 1 を中心とした土地(以下「対象地」という。) において、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例第10条に規定する特定事業を実施していたが、同条例第17条1項に規定す る変更の許可を受けずに特定事業区域外へ土砂等の埋立て等を行った。

当該事業者に対して、同条例第29条第2項に基づき、期限を定めて外部から搬入した土砂等の全量撤去その他必要な措置を命じたが従わなかった。

よって、同条例第30条の規定により、ここにその事実を公表するものである。

2 処分対象者

住 所 千葉県千葉市中央区都町2丁目22番21号

氏 名 有限会社ベリー農産 代表取締役 北野和司

3 措置命令の内容

対象地において、特定事業区域外へ外部より搬入し、埋立て等に供した土砂等(以下、「本件土砂等」という)について、次の履行期限までに全量を撤去すること。

なお、本件土砂等の撤去を実施するにあたり、外部より搬入した土砂等により埋立等を 行った区域及び本件土砂等を撤去した後の区域及び撤去する土砂等の量、撤去する期間等 や本件土砂等の撤去先となる土地の地番、当該撤去先の土地所有者名等を明らかにした撤 去計画について事前に大田原市長まで報告すること。

また、本件土砂等の撤去及び処理については、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例のほか、その他法令を遵守すること。

本件土砂等の撤去が完了するまでの間は、土砂等の崩落、飛散、流出等の災害の発生防止の対策に万全を期し、当該特定事業区域及び本件土砂等の埋立て等に供した区域へ外部から土砂等を搬入してはならない。

措置の期限までに命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく大田原市長まで報告すること。

4 措置命令日及び措置期限日

- 1)措置命令日 令和5年3月10日
- 2)措置期限日 令和5年6月30日

5 公表期間

措置命令の内容を履行し、確認されるまで。